
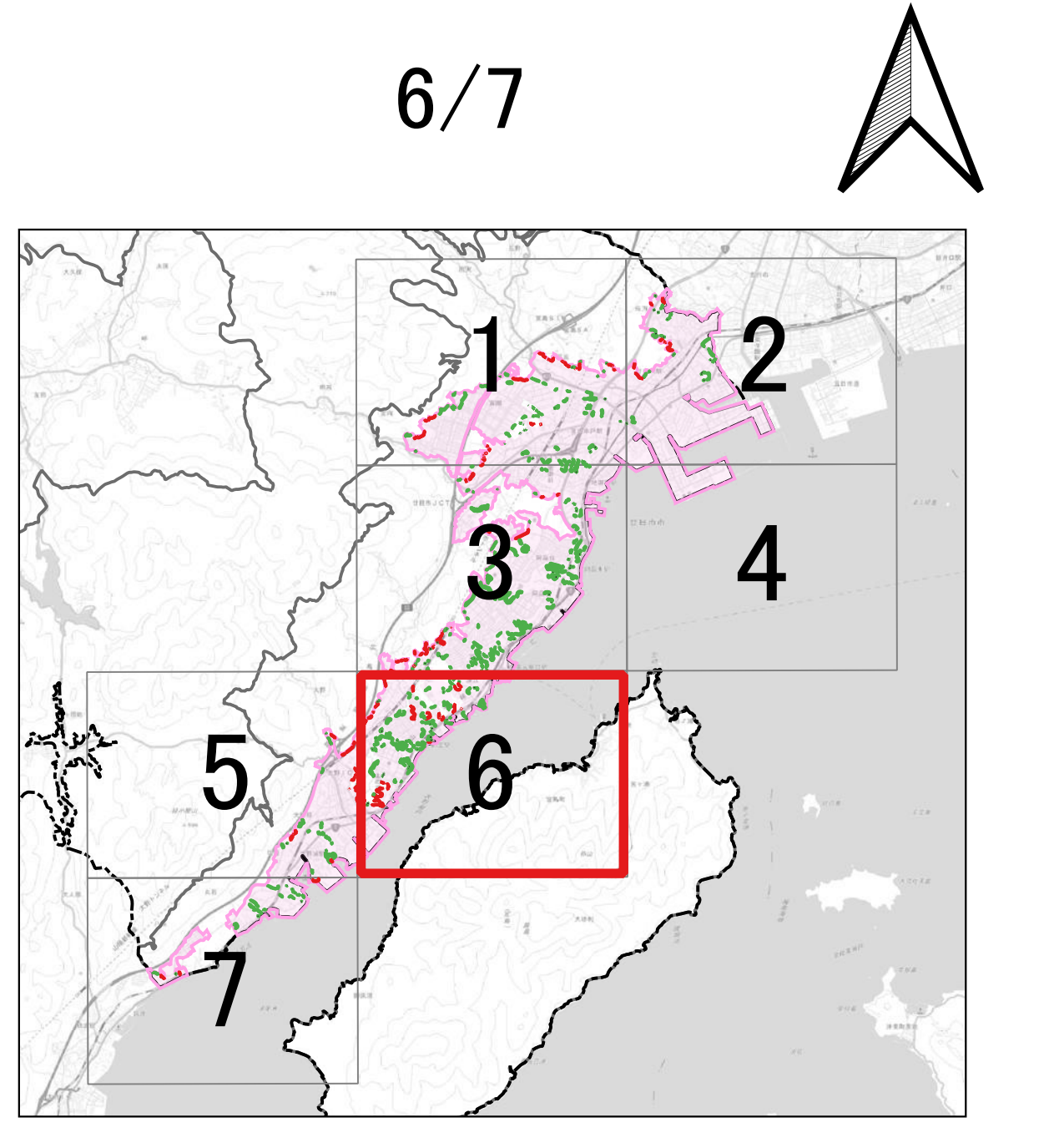


今回実施予定箇所のうち、開発見込みの高い低未利用地（田、畑、平面駐車場等）の逆線引きを優先的に実施します。
 （現に建物がある等、都市的土地利用のある箇所については、低未利用地の実施後着手予定のため、今回実施予定箇所ではありません。）



廿日市市 逆線引き対象予定箇所
 【2025年9月現在】
 （2025年9月現在の土砂災害特別警戒区域の状況により整理）



実施済み箇所

市街化区域の縁辺部かつ
低未利用地(建物なし)

市街化調整区域

市街化区域

今回実施予定箇所 (R7~R10実施予定)

市街化区域縁辺部で開発見込みの高い低未利用地
(田、畑、平面駐車場等)

市街化調整区域

市街化区域

※建物がある箇所は
低未利用地の実施後着手予定

将来実施予定箇所

市街化区域縁辺部かつ
開発見込みの低い
低未利用地
(道路、公園等)
及び建物あり

市街化調整区域

市街化区域

市街化区域内部かつ
開発見込みの低い
低未利用地
(道路、公園等)

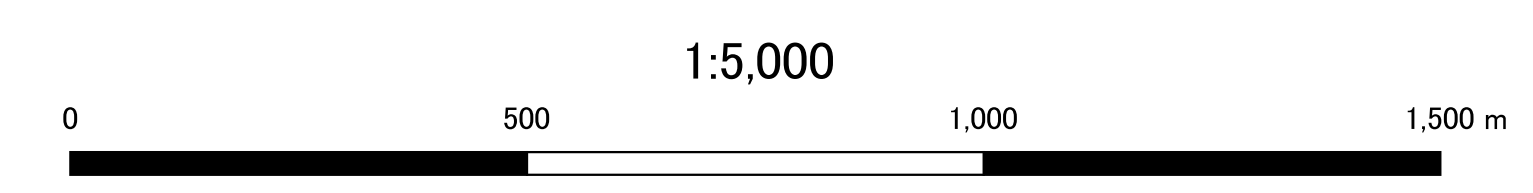
市街化区域内部

市街化区域内部かつ
開発見込みの高い
低未利用地(田、
畑、平面駐車場等)
及び建物あり

市街化区域内部

※建物がある箇所は低未利用地の実施後着手予定

	実施済み箇所		行政区域
	今回実施予定箇所		都市計画区域
	将来実施予定箇所		市街化区域
	2024.8~2025.9に土砂災害特別警戒区域が変更された箇所		



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHF 438」本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」